

I 子育て・生活支援

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

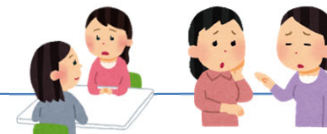
事業名			支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援			ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1, 807人 (常勤469人 非常勤1, 338人) (相談件数) 651, 245件
ひとり親家庭等日常生活支援事業			修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 24, 643件
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活支援事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 42, 884件
		家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、こどものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 5, 905件
		学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 32件
		情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 492回
		ひとり親家庭地域生活支援事業	母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。	(利用件数) 14件
	こどもの生活・学習支援事業		ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 538, 424人
母子生活支援施設			配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	施設数: 213か所 定員: 4,437世帯 現員: 3,152世帯
ひとり親家庭住宅支援資金貸付			母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。	(貸付件数) 1, 729件

(注)母子・父子自立支援員、母子生活支援施設: 令和4年度末現在

母子・父子自立支援員による相談・支援

設 置

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所設置町村長が、社会的信望があり、かつ、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱。
 - ・ 勤務場所 原則、福祉事務所
 - ・ 設置状況 1, 807人（常勤469人、非常勤1, 338人）【令和4年度末】



【参 考】

- 平成26年母子及び父子並びに寡婦福祉法改正において、都道府県及び市等に、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の確保や資質の向上を図るための研修を行う等の措置を講ずることの努力義務化。
- 平成28年児童福祉法等改正法において、母子・父子自立支援員の非常勤規定を削除。

職 務

- ひとり親家庭及び寡婦に対し、
 - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
 - ② 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
 - ③ その他自立に必要な相談支援
 - ④ 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する相談・指導などの業務を実施。

《研修実践例》

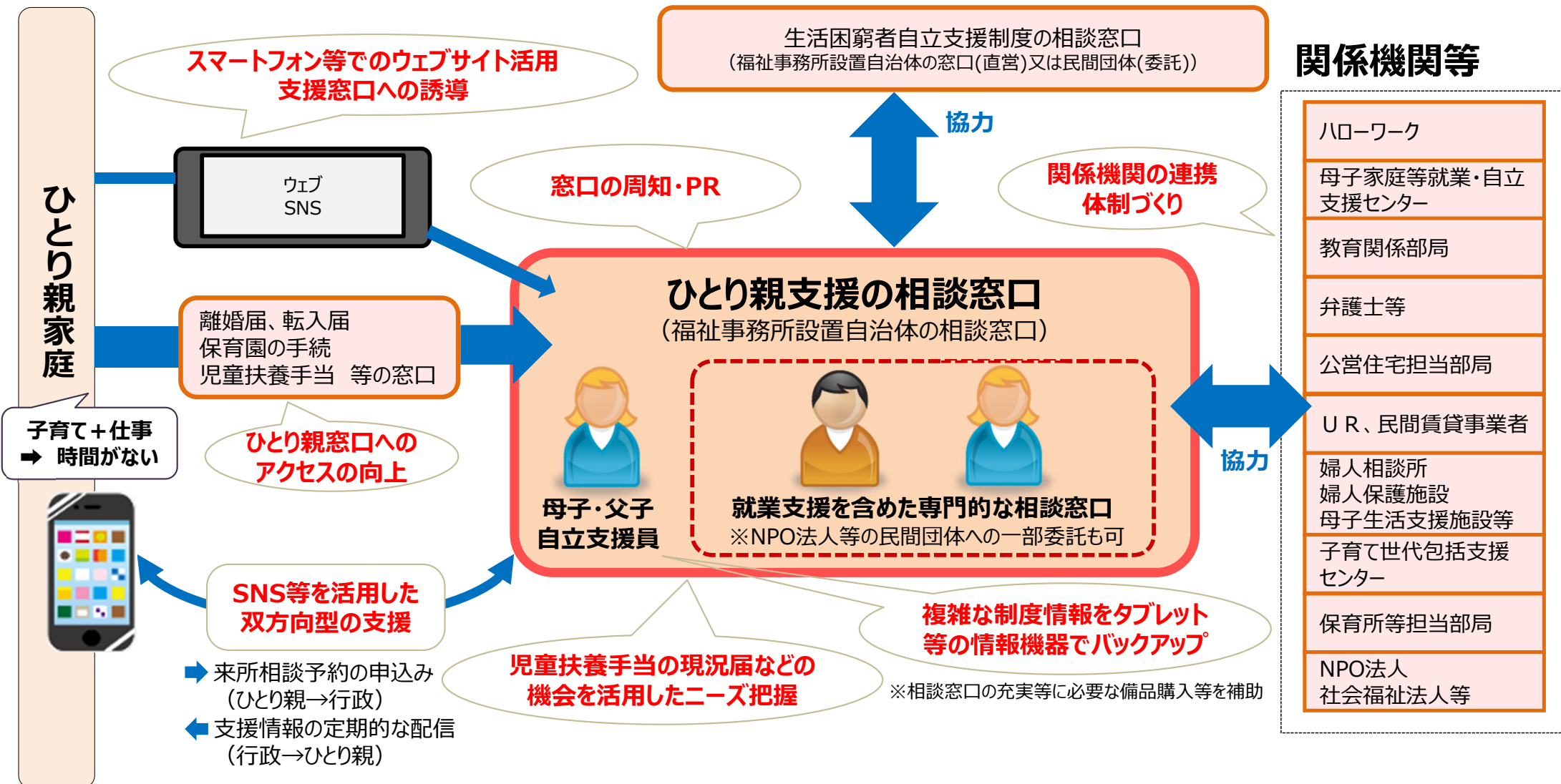
- 埼玉県の子立支援員研修（年3回、半日で実施）の内容
 - ・ 専門家による講演
 - ・ 県の施策の説明（年度当初には新規事業を含む）
 - ・ 県外で実施されている全国やブロック単位での研修会の参加報告（県内から2名程度が参加）
 - ・ 施設見学又は施設紹介（DVを対象としたシェルターやステップハウス など）

相談件数 《令和4年度》

		生活 一般	再掲			児童	経済的 支援・ 生活援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち配偶者 等の暴力	うち養育費			うち福祉 資金	うち児童 扶養手当		
母子・ 寡婦	件数	208,360	73,171	12,981	11,905	64,186	342,625	196,954	90,474	13,498	628,669
	割合	33.1%	11.6%	2.1%	1.9%	10.2%	54.5%	31.3%	14.4%	2.1%	100.0%
父子	件数	6,226	1,531	140	369	3,714	12,398	6,086	3,846	238	22,576
	割合	27.6%	6.8%	0.6%	1.6%	16.5%	54.9%	27.0%	17.0%	1.1%	100.0%
合計	件数	214,586	74,702	13,121	12,274	67,900	355,023	203,040	94,320	13,736	651,245
	割合	33.0%	11.5%	2.0%	1.9%	10.4%	54.5%	31.2%	14.5%	2.1%	100.0%

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 （162 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要

- （1）就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】**

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。
- （2）集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】**

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。
- （3）相談支援体制強化事業（R4～）**

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,210千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,648千円】

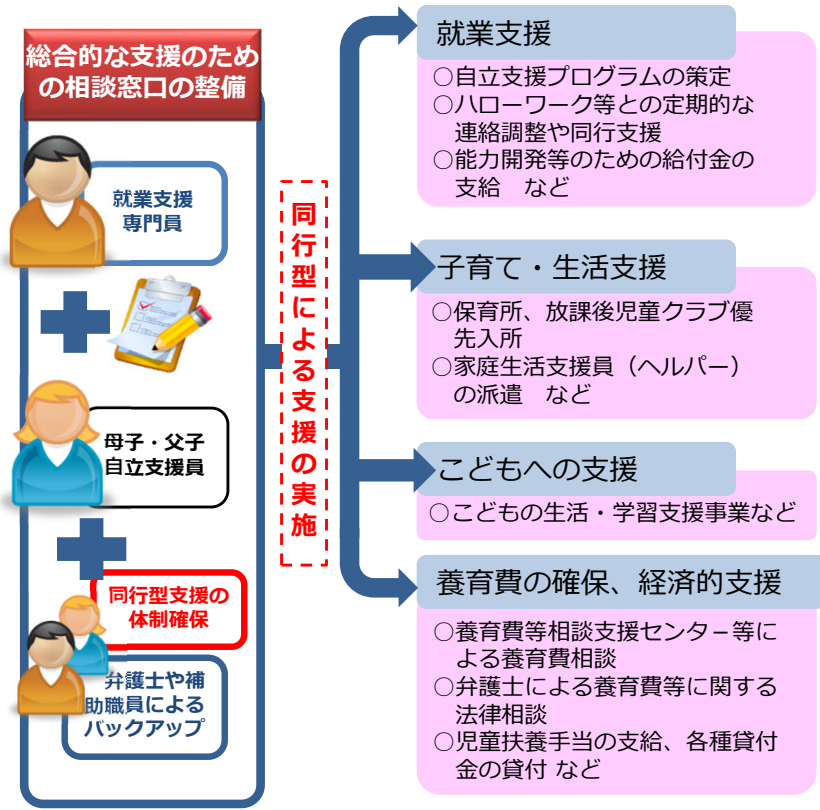
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,681千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

エ 同行型支援【1か所あたり年額1,821千円】（R5～）

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

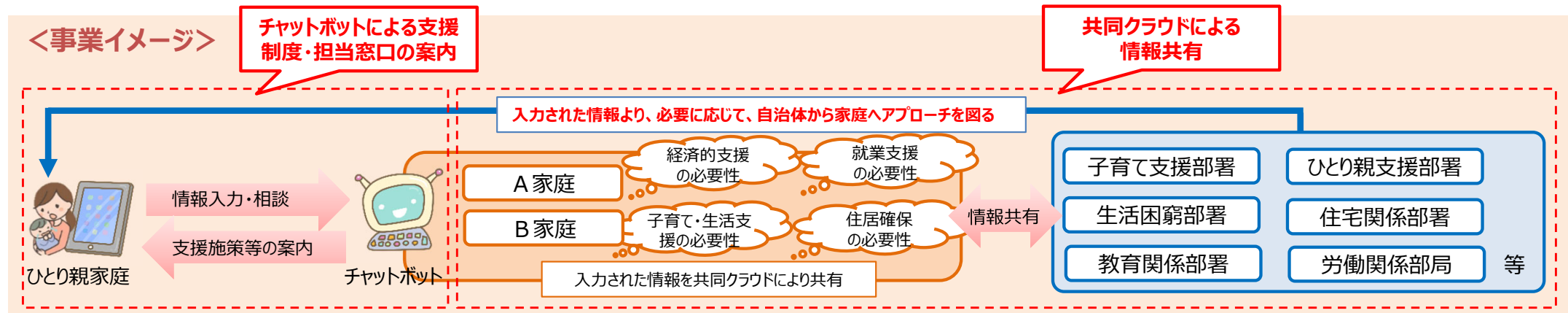
就業支援専門員の配置状況等	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配置人数	52名	61名	74名	93名	98名	103名	107名
相談対応件数（延べ数）	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件	38,975件

1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭等の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

【補助単価】 1か所あたり 2,200千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 （162 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等
(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の一部を民間団体等に委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【R4実績】 実件数 2,371件
延べ件数 24,643件

【補助基準額】			
1	事務費分	1 自治体当たり	4,202千円
2	派遣手当分	1 時間当たり	
	①子育て支援	②生活援助	
	(深夜、早朝以外9:00～18:00)	(深夜、早朝以外9:00～18:00)	
	(深夜、早朝)		2,000円
	(講習会会場)	(深夜、早朝)	2,500円
	(宿泊分)	(移動時間)	1,860円
	(移動時間)		1,860円

1 事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭等の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

2 事業の概要

① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。

また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

② 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

③ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学習支援を実施する。

④ 情報交換事業

ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

改

⑤ ひとり親家庭地域生活支援事業（従来の「短期施設利用相談支援事業」）

離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。



拡充内容

○事業内容

子育てや生活一般等に関する相談助言の実施、ひとり親家庭等の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行うとともに、**施設を活用する際に必要な経費の補助**を行う。

○対象者

ひとり親家庭及び寡婦に加え、**離婚前の困難を抱える家庭**（例：離婚調停中など）を新たに対象に加える。

○施設利用期間

おおむね1週間程度を、**おおむね3か月程度**とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2
国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

【補助基準額】

(1) 1自治体当たり最大	12,528千円
(2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額	4,507千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数(162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
令和5年度補正予算 3.7 億円

1 事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

2 事業の概要

＜令和6年度における実施内容＞

令和6年度当初予算に計上

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせ実施。
 - ①基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ②学習習慣の定着等の学習支援
 - ③軽食の提供
- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

令和5年度第一次補正予算に計上

- ①大学等受験料
大学・短大・専門学校等の受験料
 - ②模擬試験受験料
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試試験の受験料
 - ③長期休暇の学習支援の費用加算
長期休暇における、学習支援の回数増加に伴い必要な費用
- ※①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村
【実施自治体数】397か所
【補助単価】

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2
国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

令和6年度当初予算

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1 事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費(集合型)	1 事業所当たり	4,898千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
(3) 事業費(アウトリーチ型)	1 回の訪問が1日の場合	10,420円(半日以内の場合 6,700円)
(4) 実施準備経費	1 事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600千円
(5) 軽食費	1 事業所当たり	832千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

令和5年度第一次補正予算

①大学等受験料

高校3年生等：53,000円上限

②模擬試験受験料

高校3年生等：8,000円上限
中学3年生：6,000円上限

③長期休暇の学習支援の費用加算

週1日：424千円加算
週2日：848千円加算
週3日以上：1,272千円加算

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

- ＜対象者の具体例＞
- ・ 経済的に困窮している女子、配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
母子支援員	必置	10世帯未満 1人 10～19世帯 2人 20世帯以上 3人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
保育士	必置（ただし、保育所に準ずる設備がある場合に限る）	1乳幼児30人につき1人（ただし1人を下ることはできない） ※保育機能強化加算 1人加算
少年指導員兼事務員	必置	10世帯以上 1～2人 20世帯以上 2～3人 30世帯以上 2～4人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある母子が10人以上いる場合に限る）	1～2人
個別対応職員	必置（ただし、DV等により個別支援を必要とする母子がいる場合に限る）	1人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
213か所	4, 437世帯	3, 152世帯	5, 279人

（出典）福祉行政報告例（令和5年3月末現在）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 （162 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

【対象者】



児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。**ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。**）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

4 貸付実績（令和4年度）

○貸付件数：1,729件

○貸付金額：5億8,775万円

1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携

市区町村

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

支援が必要な子ども

要保護児童対策地域協議会

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

1. 事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

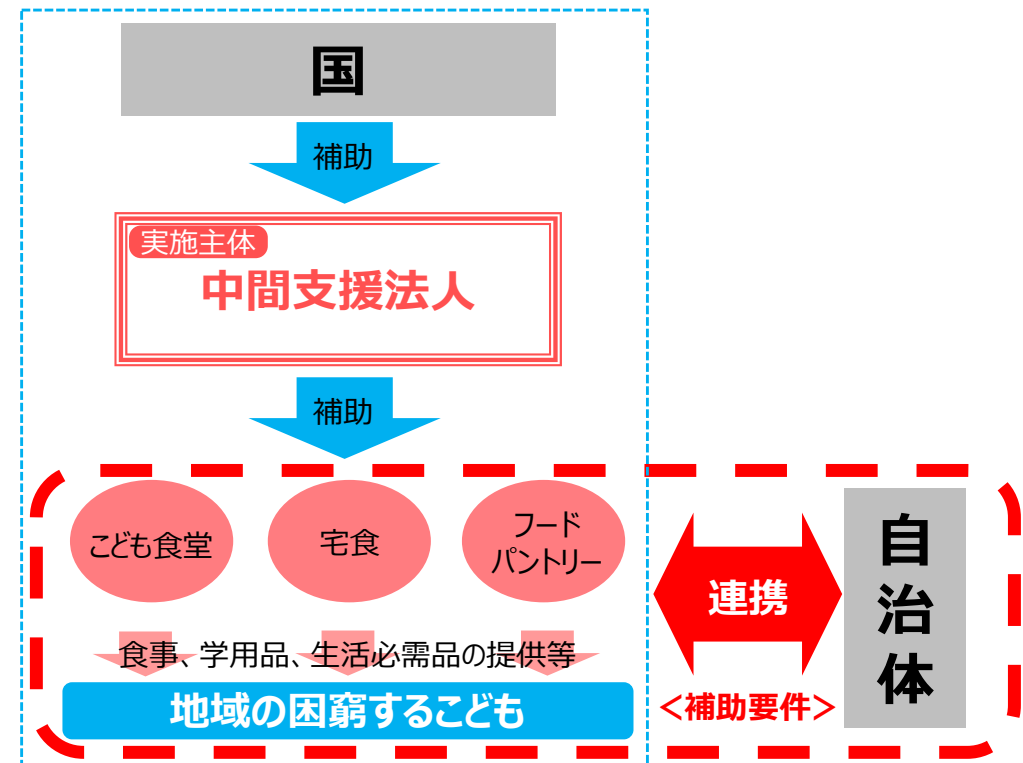
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）